

諮問実施機関：滋賀県知事（健康医療福祉部健康福祉政策課）

諮問日：令和3年7月21日（諮問(情)第26号）

答申日：令和5年6月23日（答申(情)第22号）

内容：「子ども・青少年局が保有する滋賀県未成年者喫煙防止協議会に係る文書」の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

令和3年3月5日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次のとおり、公文書公開請求（以下「本件公開請求」という）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

子ども・青少年局が保有する滋賀県未成年者喫煙防止協議会に係る文書（ただし〇〇〇〇年〇月〇日付け滋子青第〇号で公開の対象とされた文書を除く）

2 実施機関の決定

令和3年3月11日、実施機関は、本件公開請求に対して、対象公文書を特定し、平成30年度滋賀県未成年者喫煙防止協議会出席者名簿の個人の氏名（国・県職員、法人代表者を除く）について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることを理由として非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

令和3年6月23日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支社〇〇〇〇支店長および〇〇〇〇合同会社営業所長の氏名の公開をしないと決定した部分を取り消し、公開するとの決定を求める。

2 審査請求の理由

実施機関は公開をしない理由を、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるためとしたが、条例第6条第1号には該当しないため、公開をしないとした処分は不当である。

最高裁判所平成10年(行ヒ)第54号「公文書非公開決定処分取消請求事件」平成15年11月11日判決は、法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)の代表者若しくはこれに準ずる地位にある者が当該法人等の職務として行う行為に関する情報又はその他の者が権限に基づいて当該法人等のために行う契約の締結等に関する情報その他の法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報については、個人に関する情報として非公開事由が規定されていると解するべきではなく、法人等に関する情報として非公開事由が規定されていると解するのが相当であると判示している。

福岡高裁平成18年10月19日判決は、所長、幹事長、支店長、支社長、会長、議長、社長、委員長、代表取締役、館長、東京営業所長という肩書は、一般的に当該法人等そのもの又はその支店や営業所などといった一定の独立性を有する組織の長と評し得る地位にある者に付されるものといえることができ、また、副会長、副社長、常務取締役、常務理事、専務理事の肩書は、直ちに独立した組織の長とまでは評し得ないにしても、これに準じる地位にある者に付されるものといえることができるから、条例の趣旨及び目的からしても、当該個人が上記の各肩書を有する場合には、原則として、当該個人は、法人等の代表者等であるものと推認するのが相当であると判示している。

〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支社〇〇〇〇支店および〇〇〇〇合同会社営業所が一定の独立性を有する組織であることからすると、〇〇〇〇支店長および営業所長は法人等の代表者等であるものといえる。本件公文書に記録される同人らの行為が、当該法人等の職務として行う行為に関する情報であることからすると、同人らの氏名は法人等の行為そのものと評価される行為に関する情報であるといえるため、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報には該当しない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書および弁明書で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

審査請求人は、処分庁の判断を最高裁判所平成 10 年(行ヒ)第 54 号および福岡高等裁判所平成 16 年(行コ)第 8 号の判決を引用し、〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支社〇〇〇〇支店長および〇〇〇〇合同会社営業所長名を非公開とする本件処分が不当であると主張する。

しかし、登記情報に当たらず、慣行として公にされていない支社長名および営業所長名は、条例第 6 条第 1 項の個人に関する情報に該当し、また、条例第 6 条第 1 項アに該当しないと解される。

以上のことから、審査請求人の主張は当たらず、本件処分は適法かつ妥当であり、これを取り消すべき理由はない。

第 5 審議会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第 1 条および第 3 条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うとの認識のもと、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第 6 条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第 6 条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審議会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件処分の妥当性について

実施機関は、条例第 6 条第 1 号を理由に対象公文書の一部を非公開としているが、審査請求人は、このうち第 3 の 1 に記載の非公開部分を不服として公開を求めていることから、以下、当該非公開部分に係る条例第 6 条第 1 号を理由とした非公開情報該当性について検討する。

(1) 条例第 6 条第 1 号について

条例第 6 条第 1 号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することによ

り、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。) または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書アにおいては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報は、非公開情報から除外することとしている。また、県の諸活動を県民等に説明する責務を全うするため、本号ただし書ウにおいては、公務員等の職および職務遂行の内容に係る部分については、非公開情報から除外することとしている。

(2) 非公開部分の条例第6条第1号該当性について

〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支社〇〇〇〇支店長の氏名および〇〇〇〇合同会社営業所長名の氏名については、個人に関する情報であって、条例第6条第1号前段の特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。また、商業登記簿においては〇〇〇〇株式会社〇〇〇〇支社〇〇〇〇支店長の氏名および〇〇〇〇合同会社営業所長名の氏名が確認できなかった。

したがって、条例第6条第1号ただし書アには該当しないことから、非公開とすることが妥当であると認められる。

なお、審査請求人が根拠とする最高裁判所判決および高等裁判所判決は、本県条例とは条文の構造を異にする条例に基づく処分に対する判断をしたものであることから、その判断に左右されるものではない。

3 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

第6 審議会の経過

当審議会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
令和3年7月21日	・実施機関から諮問を受けた。
令和3年12月20日 (第22回第二分科会)	・審議会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
令和4年2月14日 (第23回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和4年8月8日 (第25回第二分科会)	・事案の審議を行った。

令和4年11月14日 (第27回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和5年1月13日 (第28回第二分科会)	・事案の審議を行った。
令和5年3月3日 (第29回第二分科会)	・答申案の審議を行った。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会審査部会第二分科会